

近江八幡市立武佐小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月8日策定

平成28年4月8日1次改訂

平成30年4月1日2次改訂

令和5年3月22日3次改訂

いじめをどうとらえるか

1. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめの構造

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しないことが多い。周囲ではやし立てたり面白がったりする存在（群衆）と、周辺で黙っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で起こることが多い。その場合、以下の2点に留意する必要がある。

- いじめられた側から見れば、群衆も傍観者も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。
- 傍観者も群衆もいじめがあることを苦にしながら、仲裁したり訴えたりすることが難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者と見る場合もある。

3. いじめの特徴

- いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。
 - 加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。
 - 被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。
 - 多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しないことがある。子どもの力関係が心理面で反映され、真実を語れない。
 - 「ふざけていただけ」「冗談でした」などの言い訳のトリックが存在し、真実が見えにくいときがある。
- いじめはお互いの人間関係から生じる歪み
 - いじめは行為だけでなく、お互いの関係性で、意味や程度が変わってくる。
 - いじめはお互いの力のアンバランスによって生じる。
 - 誰もが被害者にも加害者にもなりうる流動的なもの。
- いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。
 - 周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」という気持ちにな

ったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりする。

○これはいじめではない「いじめられてはいない」と自分自身で思うことで心のバランスを保っていることがある。

○自尊感情がひどく傷つく。

○身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

上記の考え方をもとにして、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校のいじめに対する１１の基本的姿勢

- ① いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。
- ② どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識をもつ。
- ③ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ④ 子ども一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ⑤ 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものである。
- ⑥ いじめられた側の立場に立って、子どもの辛さ、保護者の辛さを共感的に受け止める。
- ⑦ いじめ早期発見のために様々な手段を講じ、子ども達の普段の言動からSOSを読み取る。
- ⑧ いじめが起こったとき、迅速かつ組織的に対応する。
- ⑨ いじめの内容によっては、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく外部機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑩ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑪ 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。

いじめ未然防止のための取組（課題予防的生徒指導）

- 「いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを子ども達に宣言する。
- いじめや差別を絶対に許さないことを、日常的教育実践活動の基本とし、人権教育の充実に努める。
- どの子にも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底する。
- 各教科の授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育めるよう工夫する。
- 子どもたちが「いじめをしない、させない学校づくり」を学級活動や児童会活動等、特別活動で自主的に取り組んでいく。
- 子どもとのふれあいの時間を確保すると共に大切にする。

- わかる授業、魅力ある授業の創造に努め、基礎、基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感、成就感を育てる。
- 気軽に相談できるよう、子ども、保護者との関係づくりを大切にする。
- 一人ひとりの良いところをみんなで見つけたり、評価できたりするような取組を増やす。
- 子どもの一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進
 - 一人ひとりが活躍できる学習活動「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・子どもの自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・子どもが主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
 - ・異学年交流の充実
 - 人との関わりを身に付けるためのトレーニング活動やソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育むことができる。
- 学校の全教育活動を通して積極的に子どもが発言できる場を設定していく。
- 人権感覚を育成できるような取組を各委員会活動や児童会活動で仕組む。
- 道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
- 「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間計画を立てる。
- 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しを持って学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - 友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合科的な学習の時間や生活科等で道徳性を育てるための体験活動の推進を行う。
- 学校の取組をホームページ等で発信する。

いじめの早期発見の取組（課題早期発見対応）

- 日常的に鋭いアンテナを張り、些細な言動、表情、行動の変化を見逃さないようにする。
 - 鋭いアンテナを張るとは、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機感と緊張感を持って、絶えず学級をみていくということである。他にも以下の取組等でもいじめのアンテナを張っていくことにも心がける。
 - 些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど子どもとのふれあいに努める。
 - 子ども、保護者からの情報提供を大切にする。
 - 子どもの書く、日記やノート類にも気を配る。
 - 滋賀県教育委員会ホームページ内ストップいじめアクションプラン中の資料2、3「こ

どもたちの SOS を・・・」の積極的な活用。

- 子どもの様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該の子どもから悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 教育相談体制の充実を図る。担任が十分な時間を確保して、子どもの話を聞くことができる体制の確立に努める。
- 月 1 回、生徒指導部会を開き、各学年担任、専任部、養護教諭、管理職から子どもの様子について報告してもらい、おかしいと感じた子どもが居る場合にはより大勢の目で当該児童を見守る。または、対応策の検討をする。
- 発見されたいじめについての指導、配慮を要することや教育委員会に報告した内容などを共通理解するため、生徒指導部から定期的に全教職員に報告する。
- 年 3 回「学校生活を楽しくするアンケート」の実施を基本とし、子どもの悩みや人間関係、いじめに対しての相談などを分析し、いじめの早期発見の手立てとする。
- 担任が中心に定期的ないじめ点検を行い、いじめが心配される状況がないかの確認を行う。

いじめ解消に向けた組織的な指導・援助（困難課題対応的生徒指導）

いじめが起こったとき我々が心の根底に置いておきたいことは、

- ①子どもに「大丈夫か」と尋ねることは、NG だということである。「大丈夫か」と聞かれ、「実はいじめられている」とは答えにくいものである。「大丈夫」と返事が返ってきても、その奥には、いじめがあるかもしれないとの視点で当該の子どもを観察する姿勢が大切である。
- ②「しばらく様子をみる」対応は大変危険である。いろんな事案を見てみると、子どもは大人が思っている以上に、切羽詰まるまで、いじめられていることを打ち明けないことが分かってきた。子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると認識すべきであり、「しばらく様子をみる」対応は大変危険である。様子をみている間に、いじめは深刻化する恐れがあり、心の傷は修復困難になっている可能性がある。
- ③子どもの頃を思いだそう。なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前に、自らの子どもの頃を思い出そう。子どもがやっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」と言った対応は、子どもの心を失望、絶望させてしまいます。
- ④被害者責任論は絶対にあってはならない。どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずがありません。被害者責任論は問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解である。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」この一言は決定的に子どもの心を傷つけ、失望、絶望させる。肝にめいじておくべき内容である。

⑤繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決につながらない。その意味で被

害者を守ることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。
いじめ問題は、加害者問題の側面も重要である。

(1) いじめの発見もしくは訴えがあれば、直ちに対応。(スピードが重要)

- ① いじめを発見した者や訴えを聞いた者は、すぐに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ② 学校長指揮のもとに、速やかにいじめ対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するのか役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。
- ③ 事実確認は必ず個別で行い、内容の照合を行う。ただし、極端に長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ④ 速やかに事実確認の集約を行い、短期・中期・長期に分けて対応策を立てる。
- ⑤ 対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ⑥ 教育委員会に適切に報告する。
- ⑦ 状況に応じて関係機関や地域の協力も得ながら、いじめ解消に向けた具体的な道筋を示す。
- ⑧ 犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察連絡制度を利用し、連携を図る。

(2) いじめにあった子どもを守りきる。

- ① まずは、十分話を聞き、「絶対に守りきる」ことを約束して安心感を与える。
- ② 解決にむけて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ③ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの専門家と連携した対応を行う。
- ④ いじめをした加害者を別室で学習させるなど、いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ⑤ いじめを受けた子どもが緊張して教室に戻れない場合は、別室で授業を受けるなど学習の保障に努める。
- ⑥ いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ⑦ 必要に応じて出席停止などの処置を検討する。

(3) いじめた子どもが深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導を行う。

- ① 時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認をじっくり行う。
- ② 中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞くが、いじめは許されない事という毅然とした態度で臨む。
- ③ いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ④ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの専門家と連携した対応を行う。
- ⑤ 相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行われるよう導く。
- ⑥ 償いの気持ちが行動であらわせられるよう支援し、再発防止に努める。
- ⑦ 保護者の理解のもとに、徹底した指導、支援を行う。
- ⑧ いじめ解消後も継続した見届けを行う。

(4) 傍観者に、いじめをなくすための行動がとれるよう指導する。

- ① 見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ② 自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきか深く考えさせる。
- ③ 学級活動等で学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ④ 学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発防止に努める。

(5) 保護者への説明責任を果たし、協力・連携していく

- ① 被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ② 加害の子どもとその保護者に来校を求め、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ③ いじめの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努める。
- ④ いじめ対策委員会判断のもと、状況に応じて学級、学年、全校単位で保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応、取組について説明し、理解と協力を求める。

家庭や地域、関係機関との取組

- いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつもより密にし、学校での様子を伝え、家庭での様子を伝えてもらい絶えず情報交換するように努める。
- 地域や関係機関への説明、協力依頼を行う。その際、個人情報には十分配慮する。
- それぞれの家庭で子どもたちが安全に生活しているかどうか、民生委員・福祉機関とも連携し、情報を共有する。
- 地域の行事に子どもたちを参加させる。

ネット上のいじめに対する対応

- 「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を実践する。
- 「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。そのためには、携帯電話やタブレット、スマートフォンの利用に関する危険性と子どもたちのそれらの機器利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となる。
- もし、インターネット等SNSへの不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、プロバイダへの削除依頼を行う。

- 書き込みの内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- 書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討、実施していく。
- 書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、再び同じ事が起こらないよう家庭で協力してもらう。

いじめ問題に取り組むための校内組織

1. 校内の組織

- 学年会、専任部会…月に数回、子どもの状況について、情報を共有、指導について検討する。
- 生徒指導部会…月1回程度、各学年部から1名、養護教諭、特別支援学級部から1名、管理職、児童支援加配で、問題傾向にある子どもについて、現状や指導についての情報の交換、検討、及び共通行動、取組について話し合う。
- 子どもを語る会…各学期に1回、全職員参加で全校の子どもや課題を有する子どもについて、情報交換を行い、対応方法等を検討する。
- いじめ防止委員会…いじめが起こったとき、又はいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当を中心として設置する。また、必要に応じて養護教諭、SC、SSCを加える。

2. 家庭や地域、関係機関と連携した組織

●緊急生徒指導委員会

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、状況によっては、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題が発生した場合、状況によって本会を開催する。

その場合のメンバーは、以下の通りとする。

管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任

※ なお、状況、内容によっては、以下のメンバーに依頼、参加してもらう。ただし、個人情報の観点から参加メンバーを検討、考慮の上、決定するものとする。

加配教員 SSW SC 近江八幡警察署 主任児童委員 等